

# CAN DO

第23号  
第23号

## “可能性への挑戦”

金田会計事務所通信

### 総力結集

とてつもない大震災の傷跡や原発事故の影響が大きく残る現在。今後の生活、経済の見通しについてまだまだ不安を多く抱え、まさしく暗中模索の状況です。しかし、私たちは日本の強さを感じることもあります。震災後すぐに行動を起こした多くの人々や企業があり、困難を全員で乗り切ろうという連帯感に心が熱くなります。

かつてジャパンアズナンバーワンとして世界に栄華を誇った日本。その強みとして日本式経営があったといわれています。日本式経営とは、「終身雇用」、「年功序列」、「企業内組合」によるものとされていますが、それは単なる外的システムだけを見たもので本質ではないと私は考えています。日本式経営の本当の意味は「相互信頼」のことをいい、それこそが本来の日本の強みであり、取り戻すべき根本ではないでしょうか。

日本では、どんな能力のない殿様であろうと、家臣が支え、そして殿様が家臣を信頼し、思いやる中で国が成り立ってきたという伝統がありました。その伝統が日本の企業にも残り、会社は社員のためを考え、社員は会社の発展のために頑張ってきたことが日本の発展の本当の理由ではないでしょうか。震災直後、いち早く多くの人々のために荷物を届けようとした宅配便や、物資を提供しようとしたコンビニなどの姿はトップが陣頭指揮を取る一方、現場を絶対的に信頼し、権限を与えてきた体制が大きかったはずで、試験の中でもどうしなければいけないかという前向きな姿勢、この強い心を人間は持っており、さらに他者を思いやれる素晴らしい存在です。大きな不幸の中で何故か今、希望を感じるのはこういったことを目の当たりにしているからかもしれません。

弊害のみを強調し全否定するのではなく、「相互信頼」という日本式経営の根本(魂)を復活させることが日本再生の道ではないでしょうか。その根本を失わずに今に合った外的システムを後から作ればいいのです。

人々の強さや素晴らしさを感じさせられる一方で、部下を信頼せず、ただ怒鳴り散らしたり、様々の組織作ったり、第三者に頼るトップと、そのトップを引き摺り下ろすことしか考えない政治の世界のみが残念で仕方ありません。

金田 康良

2011年 5月





# 寄付について考えてみよう!

今回の震災のなかで個人や企業が多くの寄付をされています。ただ、寄付行為には特別な意味や解釈があり、税法でも独特な定義がされています。寄付をすればどうなるのかの基本を見て行きます。

## 【寄付金とは?】



寄付金、見舞金などの名目ではなく、他者に金銭、その他の資産、経済的利益を与えることをいいます。寄付金を提供する相手先によって区別され、それぞれ所得控除や損金算入、税額控除が適用されるかどうかが決まります。

## 【個人がする寄付金】

(1) 個人が**特定寄付金**を支出した場合は所得から次の金額を差し引くことができます。(寄付金控除)

- ① 特定寄付金の額
- ② 総所得金額 × 40%
- ③ (①と②のうちいずれか少ないほうの金額) - 2,000 円

☆ほとんどの場合、**2,000 円を超えた寄付金の部分**は所得控除の対象となります。



(2) 特定寄付金とは次のものをいいます。

- ① 国又は地方公共団体に対する寄付金
- ② 指定寄付金として**財務大臣**の指定を受けた公益事業を行う法人又は団体への寄付金
- ③ 公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄付金  
(独立行政法人、日本赤十字社、**公益**社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人等)
- ④ 政治活動に関する寄付金
- ⑤ 認定NPO法人他

☆ 上記の掲げる寄付金であっても該当しないものもありますので注意が必要です。

(例、学校法人のうち入学に際して支出する寄付金他)

### (3) 確定申告要件



寄付金控除を受けるためには確定申告が必要ですが、その際、寄付先から寄付金の受領書(領収書)を添付しなければなりません。その受領書に寄付金控除を受けることができる旨の記載がある場合がよくあります。また、その他の書類の添付が必要なもの(政治活動に関する寄付金他)もあります。

### (4) 税額控除

寄付金控除の他、政治活動に関する寄付金のうち、政治資金規正法に規定する政党又は政治資金団体に対する寄付金については、選択により税額控除を受けることができます。

### (5) その他の注意点



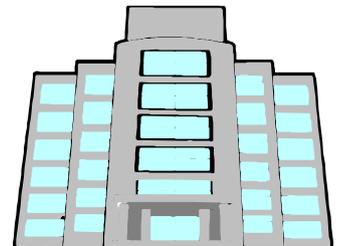
特定寄付金に該当しない寄付については何らの控除を受けることはできません(それに該当しない宗教団体や医療法人等への寄付)。反対に寄付をすることにより、譲渡所得又は贈与税・相続税の対象になる場合もありますから注意しましょう。

## 【法人がする寄付金】

(1) 国又は地方公共団体法人及び財務大臣が指定した公益法人等への寄付は全額損金に算入されます。

### (2) 一般の寄付金

上記に該当しない寄付金については全額損金に算入されない場合があります。その損金算入限度額の計算は次のとおりです。



① 期末資本金等の額 × 0.25%

② 所得金額 × 2.5%

③ (①+②) × 1/2

(例) 資本金 1,000 万円、所得金額 400 万円の場合

$(1,000 \text{ 万円} \times 0.25\% + 400 \text{ 万円} \times 2.5\%) \times 1/2 = 62,500 \text{ 円}$

∴ 62,500 円を超える部分の寄付金の額については損金に算入されない

☆平成 23 年度税制改正案ではさらに半減(増税)する予定です。

### (3) その他

- ・ 100%グループ法人に対する寄付金は全額損金不算入(相手先は益金不算入)
- ・ 公益社団・財団法人への寄付金は所得の 50/100 が損金算入限度額

## 【東日本大震災に関する寄付金】

### (1)日本赤十字社に義援金を支払った場合

「日本赤十字社 東日本大震災義援金」の口座に義援金を振り込んだ場合⇒領収書の発行はありませんが、金融機関の振込票を法人の場合は保管、個人の場合は確定申告書に添付することにより「国等に対する寄付金」として取り扱われます。これは日本赤十字社の活動への寄付ではなく、被災県に設置される義援金配分委員会に全額送金されるからです。



### (2)募金を取りまとめる団体を通して義援金を支払った場合

その義援金が最終的に国等に拠出されるのであれば、「国等に対する寄付金」に該当しますが、その団体は税務署等がその確認作業ができるように「募金団体の確認手続き」を受ける必要があります。一部では全額を送金するのではなく、団体の運営経費とするものもあると聞いていますので、最低取りまとめ団体に確認を取るほうがよいでしょう。

### (3)被災された取引先への寄付等

法人が被災された取引先へ支出する災害見舞金は交際費や一般の寄付金に該当せず、損金に算入されます。また、自社製品の提供については、広告宣伝費として扱われます。



被災者及び被災地への復興を心から願うとともに、私たちが寄付に関する正確な知識を持つことを通して気持ちよく応援できることにもつながります。税務調査でも寄付認定で大きく争うこともありますので、不明な点がありましたらお気軽にご相談下さい。なお、わかりやすく解説するため、一部を簡略していることをお許し下さい。

#### 金田会計事務所

〒541-0052

大阪市中央区安土町3丁目4番5号

本丸田ビル3階 (1階阪急そば)

TEL (06)6264-3328

FAX (06)6264-3329

E-Mail : info@kaneda-kaikei.com

URL : <http://kaikei.asia/>

気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。

